

教育子ども委員会 説明資料

今後の保健所体制における
保健と福祉の連携強化について

平成29年12月6日

子ども青少年局

目

次

	頁
1 今後の保健所体制	1
2 保健と福祉の連携強化	2
3 今後の予定	6

1 今後の保健所体制

(1) 現 状

- ・本市は、各区に保健所を設置するとともに、区役所支所のある北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に保健所分室を設置している。(16保健所体制)

【保健所における子ども青少年局の主な業務】

- ・母子健康手帳の交付、新生児・乳児訪問指導、乳幼児健診、子育て教室などの母子保健に関する業務
- ・精神保健福祉手帳を所持する子ども、または発達障害を有するとの診断を受けた子どもの障害児通所支援に関する利用の受付や相談などの障害児福祉に関する業務

(2) 1保健所・16保健所支所体制への移行

- ・名古屋市保健所条例の改正（平成29年条例第33号）
施行時期：平成30年4月1日
- ・本庁に市保健所を設置するとともに、各区に保健所支所を設置する。
- ・各区の保健所支所の名称を「保健センター」とする。

(3) 移行後の課題と対応

- ・現在、各保健所において乳幼児健診等の医療行為を実施しており、保健センター移行後も継続して実施するためには、常勤医師の配置が必須である。
- ・医師の確保策や育成・定着策について引き続き関係局と課題を共有し、検討を行う。

2 保健と福祉の連携強化

(1) 子育て支援分野

ア 現状と課題

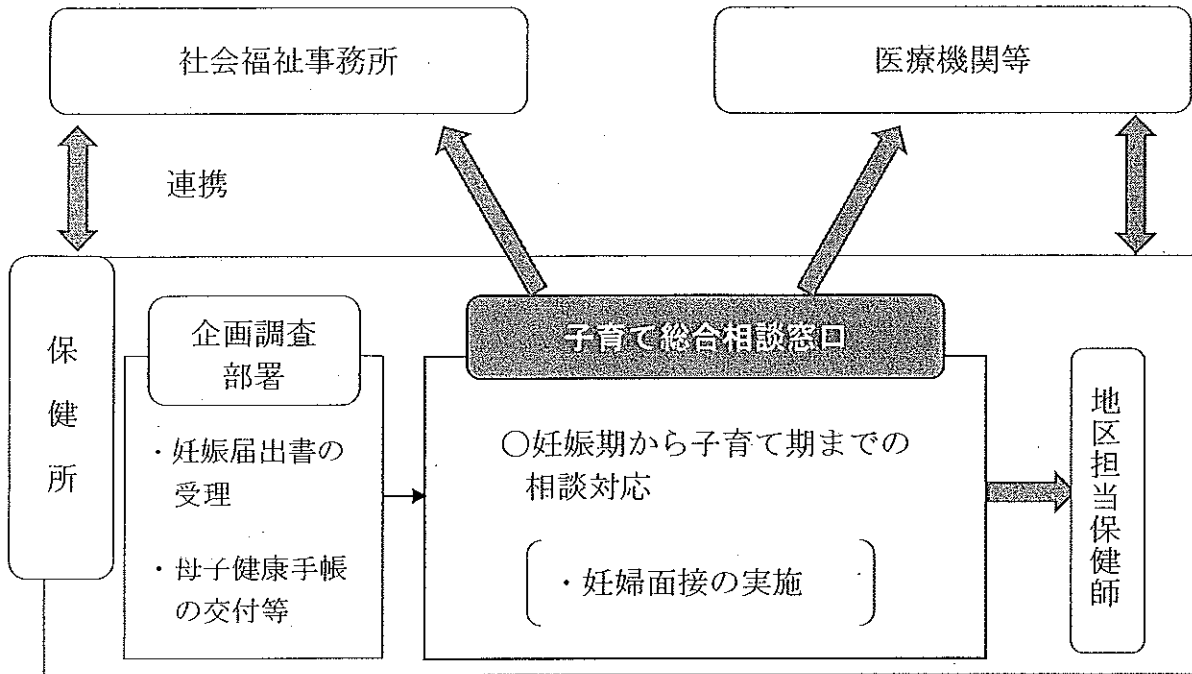
- ・実務者を中心に保健所と社会福祉事務所の職員がチームを作り、児童虐待に対応するなどの業務連携を図っているが、子どもを安心して生み育てる環境を整えていくため、連携強化を進めていく必要がある。
- ・本市では、妊産婦、子育て家庭のニーズを把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「仕組み」を子育て世代包括支援センターとしており、その位置付けが市民にとってわかりにくい。
- ・保健師等による妊婦面接を実施している部署と、妊娠届出書の受理、母子健康手帳の交付・説明などを実施している部署が異なっており、市民サービスの観点から望ましくない。

イ 対応方針

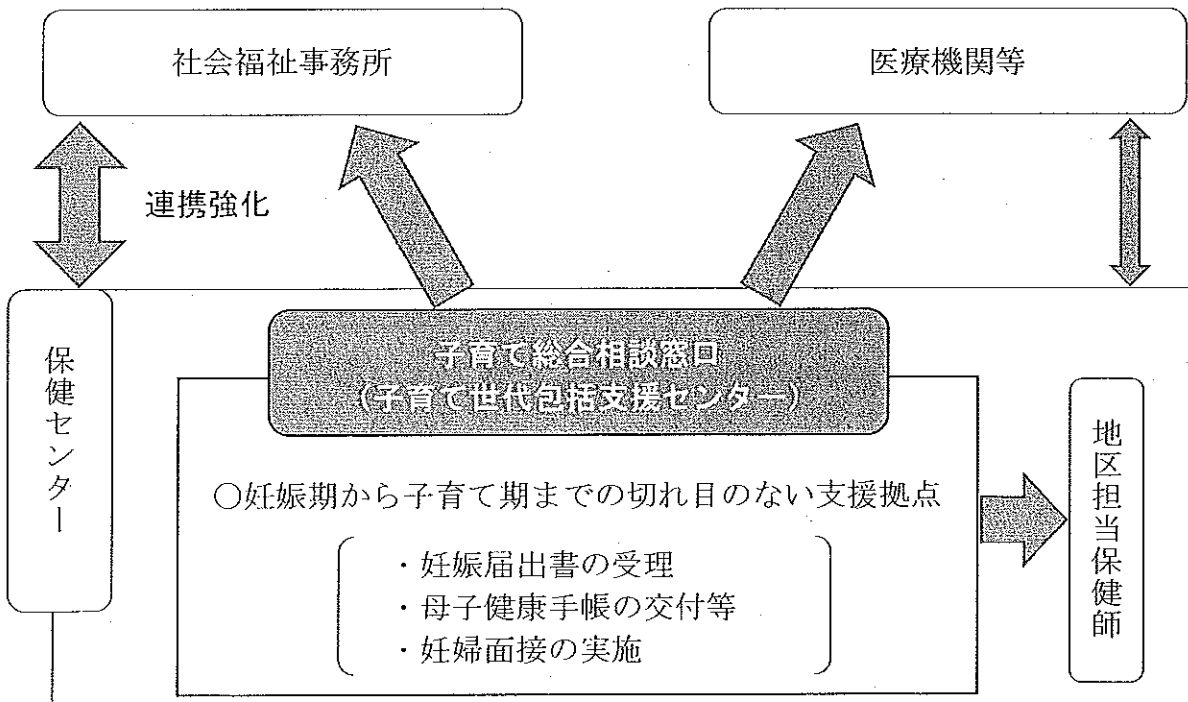
- ・母子保健部門と児童福祉部門のさらなる連携を深めることにより、妊娠期からの切れ目のない支援の推進を図る。
- ・保健所長委任規則により保健所長の権限とされている妊娠の届出の受理などについて、保健と福祉の連携の観点から区長の権限とする方向で検討する。
- ・妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言及び福祉部門への連絡調整を行っている「子育て総合相談窓口」を、子育て世代包括支援センターとして位置付けるとともに、市民にとってわかりやすく、気軽に立ち寄ることができるよう周知・広報を行う。
- ・妊娠届出の受理、母子健康手帳の交付・説明及び妊婦面接を同一部署で実施する。
- ・実施時期は平成30年4月からとする。

ウ 連携のイメージ

【現行】



【対応後】



(2) 障害児福祉等分野

ア 現状と課題

- ・ 障害種別によって社会福祉事務所と保健所に分かれている福祉窓口などについて、利用者に分かりやすく、利便性の高いものとする必要がある。
- ・ 増加する福祉制度の利用者に対応するため、相談機能の向上を図る必要がある。

イ 対応方針

- ・ 障害児及び小児慢性特定疾病児童の福祉窓口について、平成31年度の一元化を視野に当事者の意見を聞きつつ検討を行う。
- ・ 障害特性等に配慮した相談環境や必要な体制について関係局と協議を行う。

(3) 支所管内における保健センター業務拡充

ア 現状と課題

- ・支所管内に保健所分室を設置し、妊娠届の受理や母子健康手帳の交付、乳幼児健診などを実施しているが、障害児福祉等関係業務窓口が開設されていないなど、支所管内の市民の利便性向上を図る必要がある。

イ 対応方針

- ・障害児及び小児慢性特定疾病児童にかかる福祉制度利用の申請窓口を支所管内に拡充する。

【主な拡充業務】

自立支援医療（育成医療）

障害児通所支援

小児慢性特定疾病医療費助成制度

- ・実施時期は平成30年度の早い時期を目途とする。

3 今後の予定

時 期	内 容
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所体制の変更にかかる準備 (システム改修、レイアウト変更等) ・市民及び関係団体等への周知
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・1保健所・16保健所支所体制への移行及び保健と福祉に関する区組織の再編 ・子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)の周知・広報 ・支所管内への保健センター業務の拡充 ・区における更なる業務連携に向けた検討(障害児福祉等窓口一元化など)